

1 開催日時 平成25年11月21日(木) 開会 午後 2時00分 閉会 午後 5時15分 2 開催場所 尾張旭市役所 2階 201会議室 3 出席委員 内山 哲治、柴田 幸正、辻 佳世子、長谷川 元洋、松原 道雄 5名 4 欠席委員 なし 5 傍聴者 なし 6 出席した事務局職員 行政課長 木上 恒夫、課長補佐 田中 健一、法務文書係長 谷口 洋祐、 副主幹 森下 佳美 7 その他の出席者 災害対策室監 日比野 茂、室長補佐 加藤 博英、副主幹 周防 康尚 名古屋産業大学教授 菅井 径世 情報課係長 鈴木 清貴 8 議題等 (1) 情報公開制度の運用について (2) 災害対策室の新規事業における個人情報等の取扱いについて 9 会議の要旨 次のとおり	
事務局 (課長補佐)	(課長挨拶) ただ今から、平成25年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を開催します。 本日の会議は、全員出席であり、審査会条例第7条第2項の定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。 はじめに、本日が初対面となる方もいらっしゃいますので、皆様簡単に自己紹介をお願いします。 (委員挨拶) ありがとうございました。 それでは、行政課長補佐であります私、田中と、係長の谷口、副主幹の森下の3人で事務局を務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。行政課長の木上は、所用により後ほど参りますので、議事を進めていただければと思います。
事務局	(事務局挨拶)

事務局 (課長補佐)	議事に入ります前に、会長・職務代理者についてでございます。昨年、平成24年6月に内山委員を会長に、辻委員を会長の職務代理者に選任されたところです。今年4月1日に全委員の皆様が再任されて、今回が初めての会議となりますが、会長及び職務代理者については、引き続き内山委員、辻委員に務めていただくことでよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり) それでは、引き続き務めていただくということで、よろしくお願いします。 本日の会議は、本審査会条例第2条第2項の規定に基づき、情報公開制度の運用についてと、市の新規事業における個人情報等の取扱いについて、審査会の意見を伺うために開催しております。本審査会の運営要領の第2条第4項本文の規定により、非公開情報を含む部分以外は、会議を公開することとなります。なお、傍聴席は、事務局の席の後ろに設けてございまして、現在、傍聴者はありません。 委員の皆様方におかれましては、個人情報をはじめとした非公開情報の発言はお控えいただきますようお願いいたします。なお、会議終了後は、非公開部分を除き、会議録を公開とすることについて提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり) それでは、会議の進行の予定ですが、議題(1)については30分から45分程度、残りの時間で、議題(2)について審議いただき、午後5時頃を目途に終了したいと考えています。 それでは、ここからは、審査会条例第7条第1項により、会長に議長をお願いします。
会長	それでは議題に入ります。 議題(1)「情報公開制度等の運用について」事務局から説明してください。
事務局 (副主幹)	(配布資料確認) 「情報公開制度等の運用について」を、御説明申し上げます。

事務局 (副主幹)	資料 1-1 を御覧ください。この件に関しましては、情報公開制度を利用された方からいただいた意見等をもとに、条例の改正及び運用について意見をお伺いするものです。 1 公文書の写しの交付について 現在、請求のあった公文書の写しの交付につきましては、モノクロで複写した紙を請求者に渡しています。 しかし、(1)問題点があります。対象公文書が例えば図面などで、色分けがなされている場合がありますが、その色自体に意味があるものをモノクロで複写しても、請求者の求めている情報が不明瞭になることがあります。このため、条例にカラー複写の規定を加えて対応しようとするものです。 県内他市の状況は、資料 1-2 のとおりで、37 市中 29 市がカラーコピーの対応をしています。 そこで、当市の今後の運用について(3)の案について、委員の皆様にご意見を伺います。 次に、2 電磁的記録の交付について 請求された公文書が電磁的記録の場合には、CD-R 等又はフロッピーディスクで公開する規定がありますが、電算関係のハード面の環境変化により、フロッピーディスクの使用が一般的なものではなくなっており、資料 1-3 を御覧いただきますと、県内他市の状況は、37 市中 13 市がフロッピーディスクによる交付を行っていない状況です。 このため、資料 1-1 の裏面、(3)-アにありますように、フロッピーディスクの規定を削除しようとするものです。 あわせて、(3)-イにありますように、光ディスクについては、更に容量の大きな DVD-R 等を加えるかについても検討できますが、過去の実績がきわめて少なく、また、CD-R 等での対応が十分可能なことから、現時点では改正の必要性は低いと考えています。 これらにつきましては、資料 2 のように、尾張旭市情報公開条例の別表を一部改正する必要があります。 本日の御意見をもとに、条例案を作成し、平成 26 年 3 月議会
----------------------	--

事務局 (副主幹)	に提出しようと考えています。 次に、3 「写しの交付」データの電子メールサービスの運用について 現在、公開の方法には、電子メールを利用する規定はありませんが、請求者から電子メールを利用した公文書の交付手続を条例に規定することについて提案がありました。 このことについては、3-(1)問題点のとおり、現段階は課題が多いため、条例改正するのではなく、紙で請求者に写しの交付をしたものについて、請求者から同一内容のPDFデータの希望があれば、情報提供サービスの一環として、運用上可能な範囲内でメールでも送信を行おうとするものです。 以上、3点について、御意見をいただきたいと思います。説明は、以上です。
会長	事務局による説明が終わりました。 委員の皆様、意見はありませんか。
松原委員	カラーコピーでの写しの交付については、必要に応じて対応することで問題ないと思います。 ただ、電磁的記録の方ですが、市の公文書の形態がフロッピーディスクのものが現在も残っているとすると、その規定を廃止してしまうことにより、不都合が生じるのではないかと。また、電子メールでのサービスについては、操作方法のミスにより間違った相手にメールを送信してしまうことなどが懸念されます。
会長	ただ今の質問について、事務局から回答をしてください。
事務局 (係長)	ただ今、2点ほど御質問をいただきました。 まず、フロッピーディスクに公文書の情報が残っているのではないかと。という点についてですが、市ではかつてフロッピーディスクに存在しておりましたデータについては、既にサーバ上、ハードディスク上に移し替えており、現在フロッピーディスクのみにデータを保存する運用は皆無です。 また、電子メールの誤送信があるのでは、という点について具体的な方法の御質問があったかと思いますが、その点については、

平成25年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

事務局 (係長)	相手からメールを受取り、そのメールアドレスに返信することで誤送信を防げるものと考えております。御指摘のありましたことについては、今後取扱要領などで定めるよう検討していきたいと思いをします。
長谷川委員	先程、メールでのやりとりによる提供により、請求者以外の方へメールが渡ってしまうことについて話がありましたが、メールでのやりとりは、本人確認が大変難しいと考えています。その点はいかがですか。
事務局 (係長)	今回条例を改正して規定をするのではなく、運用で行っていかうとするのもその辺りを考えてのことです。
事務局 (副主幹)	メールで送るものについては、紙で公開を受けられた方が、同一のものをPDFデータにして希望された場合に限定します。
長谷川委員	それは理解できますが、ITに精通した方が請求者になりすましてメールを送ってきた場合に、市が本人かどうかを確認する方法がとても難しいと思います。
事務局 (副主幹)	それでは、データを暗号化するという方法ではいかがですか。
長谷川委員	暗号化して、その鍵を渡すことはかなり情報が守られると思いますが、それならCD-Rにして本人に渡してあげれば、請求者の方の要望も満たされるのではないかと。
事務局 (係長)	この御要望は、あくまでも電子メールで、公開文書をスキャンしたPDFデータを送って欲しいというものであり、現在はそのことについてはお断りしています。基本的には原本である公文書のコピーであれば高い原本性が保てますが、メールで送れる容量を考えると誤送信や、原本性が低くなるという問題があります。こういったことから、全国的に見ても電子メールでの交付がほとんど行われていないのが現状です。このため、紙で交付を受けた請求者が窓口で御自分のメールアドレスを提示し、それと同じPDFデータを請求された場合に限り、情報提供サービスの一環として対応させていただければと思います。
会長	初めから、PDFデータで欲しいといわれた場合は、対応して

会長	おりません、とし、紙で交付を受けたらPDFでもらうことができる、とするのは何か運用上不手際があるように思います。その点についてはどのように考えますか。
事務局 (係長)	紙で交付をする場合には、1枚10円の公文書公開実施手数料をいただいているので、その手数料を御負担された方に関しては、希望された場合に限定してPDFデータを情報提供サービスとして送信したいと考えています。それでも制約があり、可能な範囲でと書いてありますのは、データの送れる容量の問題などがあります。ホームページで調べたところ、全国で4つ程の自治体が電子メールで交付を行っていきまして、その自治体でも、上限が10枚だとか、あるいは、全部公開の文書に限るとか、かなりの制約を設けています。運用のスタートとしては、そういった枚数制限などを設けながら行いたいと考えています。
会長	PDFに限定していますが、ワードやエクセル、パワーポイントといった文書に関しても、PDF化して、かつセキュリティをどの程度付けるか、この点に関してはどう考えますか。
事務局 (係長)	尾張旭市の公文書は、紙文書が中心ですが、中にはデータでしか存在しないものもあり、そういった文書はCD-Rで交付する規定が条例にあり、過去にCD-Rで交付したこともあります。しかし、それをあえてPDFで希望したところで、あまり意味のないものと思います。
松原委員	PDF化についてはどういう方法で行うのか。
事務局 (係長)	紙の交付文書をスキャニングしてPDFにします。
長谷川委員	紙でスキャニングする際の費用についてと、メールに対する信頼性について質問します。DNSサーバが攻撃を受けて正常な配付ができない状況に置かれている中で、違う方へメールが届く、メールアドレスが変えられてしまったりとか、あるいは本人の勘違いで違うメールアドレスを伝えてしまったりとか、現在は別人が使っているなど、考え出すといろいろと心配が出てきます。

事務局 (係長)	誤送信のリスクは否定できませんし、インターネット上などではどこで何が起きているか分かりづらいものと思います。 今回の方法は、情報公開制度に基づく公開であり、どなたが請求されてもどなたにも公開する内容のものとなります。例えば個人情報をはじめとした非公開情報が含まれていたとしても、黒塗りをした状態で送信することになります。誤送信により非公開情報が漏れるという可能性は、情報公開制度ではないこととなります。メールの信頼性につきましては、御指摘のとおりですので、安全確実な方法から運用していくのが事務局としても良いと考えています。私どもが想定しているより、いろいろな問題について御指摘をいただきましたので、参考にさせていただき、可能な範囲で対応していくこととします。
会長	それでは、今のところ条例を改正することはしない、もう少し検討した上で、ということですね。
松原委員	今後は、例えば議会のようなものを映写したものも合わせて、全体をもう少し考えて行かないといけないのかなと思います。
会長	いろいろな御意見、ありがとうございました。 議題の1について、要点は3つあり、今、3番目の電子メールサービスについて御意見が集中していますが、1番目の公文書の写しの方法と、2番目のフロッピーディスクの規定を廃止することにつきまして、何か御意見、御質問はありますか。
辻 委員	カラーについては問題ないと思います。 DVD-Rは容量が大きいので、多くの情報を入れることができますが、今の市の公文書公開の状況からは必要ありませんか。
事務局 (係長)	せっかく改正するのであれば、DVD-Rを追加してはどうか、という意味ですね。
辻 委員	はい、そうです。
会長	松原委員がおっしゃるように、映像とか容量の大きいものには必要になるでしょう。
事務局 (副主幹)	資料1-3でDVD-RやMOの規定がある市に問い合わせをしましたところ、それらの規定はあるものの、実際にはCD-R

事務局 (副主幹)	に納まる程度の量の公文書の請求しかなく、DVD-Rでの交付はしたことがありませんとの回答をいただきました。ちなみに愛知県と名古屋市にも同様に尋ねたところ、どちらもCD-Rで納まり、DVD-Rの交付はほとんどないとのことでした。 名古屋市では、1名大量請求をされる方があり、その方の場合、CD-Rだと2枚分になったことがあり、CD-Rは1枚50円なので2枚になった場合、DVD-R1枚と同じ100円なので、DVD-Rで交付したとのことでした。その方以外はCD-Rで対応しています、とのことでした。 当市でもCD-Rの規定があれば、対応できるものと考えます。
会長	資料にCD-R等とありますが、この「等」は何を指すか。
事務局 (副主幹)	CD-RWのことを指します。
会長	分かりました。光ディスクには、DVDとかさらに言えばブルーレイ等があり、今後は、他にも新たなメディアが出てくる可能性があります。 ところで、現在の規定には、「CD-R」とは出てきませんが、どこに規定されていますか。
事務局 (副主幹)	光ディスクで、「日本工業規格のX0606及びX6821に適合する直径120ミリメートルの再生装置で再生することが可能なもの」とされており、この規格がCD-RとCD-RWを指しています。
会長	電磁的記録の交付の過去の実績が極めて少ないのは、尾張旭市だけではなく、他市でも少ないようです。また、フロッピーディスクの規定が残っている市が多く残っていますが、何か他に使い道があるのではないですか。
事務局 (副主幹)	そのことについては愛知県や名古屋市等、いくつかの市に問い合わせてみたが、規定を削除していないだけで実際には無くても困らないとのことでした。
会長	分かりました。

平成25年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

会長	それでは、そろそろ審査会としてまとめたいと思います。 1番目の最初のカラー複写の件については御異議がないようです。2番目の電磁的記録の交付の件についての事務局案についてはいかがですか。
柴田委員	DVD-Rの規定については、必要性がないということであれば、追加する必要はないと思います。
会長	ありがとうございました。 では、3番目の、請求者から同一内容のPDFデータの希望があった場合にメールで送るサービスについて、御意見はありませんか。
辻 委員	リスクを含む運用になりますので、危険がないようにしていただきたいと思います。
会長	それでは、運用上注意していただくということで、原案どおりとしてよろしいですか。
長谷川委員	公文書公開は、公開する内容は、誰に対しても同じ内容となるので、メールで誤送信があっても問題にならないとは思いますが、一部を非公開とした場合の黒塗りの仕方が、隠したつもりでもデータが残っていたりすることがあるので、その辺りを十分注意することと、データを送るときにある程度条件を付けて行うなどしていただきたいと思います。
事務局 (係長)	今後、要領を定めて、しっかり運用していきたいと思います。
松原委員	紙であっても、黒塗りして完全に文字を消そうとすると、原本をコピーして、それを黒塗りしたものをもう1回コピーしたものを出さないといけないので、注意が必要です。
事務局 (課長補佐)	運用方法については、改めて決定し、審査会の皆様に見ていただくことにしてはどうか。
事務局 (係長)	最終的には運用方法をお送りし、御同意いただく形とします。
会長	それでは、事務局は、ただ今の意見に基づき、条例改正及び運用の変更をお願いします。

会長	続きまして、議題(2)、『災害対策室の新規事業における個人情報等の取扱いについて』です。議題の進め方について、事務局より説明してください。
事務局 (課長補佐)	(議題の進め方について、説明) ・この議題は、事務局のほかに、関係課等の出席を求める。 ・資料3～5により災害対策室から事業について説明 ・情報課から、市の情報システム、セキュリティについて説明 ・行政課から情報公開条例及び個人情報保護条例の規定やその他事業について審議いただきたいポイントについて説明 ・質疑・応答 ・災害対策室及び情報課の職員は退席し、委員と事務局で意見をまとめる。 ・審議の中で、本市の情報セキュリティについての説明があり、その質疑・応答を行う場合などに、会議内容が、一般に公開できない場合があるかもしれない。傍聴者はいないが、もし来られた場合は、本審査会傍聴要領第6条の規定により、傍聴者の方に御退出を求めることとなる。 説明は以上です。
会長	皆様、ただ今のような進め方としてよろしいですか。 (異議なしの声あり) それでは、関係職員の入室まで、暫時休憩とします。
	(災害対策室職員、情報課職員入室)
会長	それでは、災害対策室、情報課、事務局から、それぞれ10分程度説明してください。説明後、30分程度を目途に、質疑・応答の時間を設けます。そして、質疑応答後の意見のまとめについては、審査会委員及び事務局のみで議事を進めます。 なお、本日の会議は、一般の方の傍聴を認めていますが、説明及び質疑応答において、非公開とすべき内容があれば、傍聴者の方に御退出いただく必要があります。 そうした内容がありましたら、適宜、お申し出ください。 それではまず、災害対策室の方から、事業について説明して

会長	ください。
災害対策室 (監)	(災害対策監 挨拶) 建物ごとのハザードマップを作成し、その揺れと建物について今後情報を防災上の資料として持っていたい、ただ、そのときに個人情報又は住民情報などを使うことになると考えており、その辺りについて、皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。菅井教授は、職務の都合で遅れて来られますが、質疑・応答に加わっていただけたと思います。 それでは、担当から説明をさせます。
災害対策室 (室長補佐)	(室長補佐 挨拶) 議題2、災害対策室の新規事業の概要について説明します。 尾張旭市の南海トラフ巨大地震に伴う被害想定及びその関連事業は、災害対策基本法第42条の規定に基づく市町村防災計画を定めるにあたり、地震災害の防災減災対策施策の基礎となる地震動分布と人的被害や建物被害の想定を行い、市民啓発の一つとしての地震ハザードマップ等を作成しようとするものです。 この事業は、平成16から18年度に、東海・東南海連動地震の想定で行ったものを発展させて、名古屋産業大学菅井教授らの「建物ごとの地震ハザードマップの構築と活用」の研究と官学連携し、昨今言われております南海トラフ巨大地震を想定し、地震動の精度を高める形で展開していきます。 第1に地震動ハザードマップについては、前回250メートルメッシュで作成したものを、名古屋市と同様50メートルメッシュまで詳細な地図とします。 第2に建物の地盤ごとの震度を予測し、建物の危険度を統計的に推計し、市域全体の建物被害、人的被害を推計します。 第3にこれらの作業の過程におけるデータを利用することで、建物の個別の危険度をデータベース化し、建物の耐震化を促進するとともに、災害発生時の迅速な救助に役立てるため、データベースとして保有し、建物情報や居住状況等を更新していきたいと考えています。このため、建物情報や住民情報といった個人情報

災害対策室 (室長補佐)	報を収集・利用・保有することになりますが、情報セキュリティ基本規程や情報セキュリティ基準に合った形で進めていきます。 事業の概要は、以上です。 資料の次のページ、個人情報等の流れについてです。愛知県と下水道課の保有しているデータは、個人情報ではありませんが、データの流れの整理のためにあえて載せてあります。 (図の概略説明) 個人情報等の流れについての説明は以上でございます。 各課等が保有している情報のうち、実際に利用したいと考えているデータの詳細は、裏面にまとめております。 最後に、参考のため、官学連携の研究内容について説明させていただきます。A4縦長3枚両面刷りの資料を御覧ください。 この資料は、文部科学省の科学研究助成事業へ提出されました「建物ごとの高精度に表示される地震ハザードマップの構築とその活用に関する研究」の応募内容ファイルでございます。 この研究は、研究目的(概要)の4行目後半の部分、「ボーリングデータを主とする多様な地盤情報及び推定地震動のシステムティックな統計的比較分析に基づいて、建物一軒ごとに、最高精度で地震動を推定する地震動マップを提供し、さらにこれを活用した「リアルタイム被害評価システム」と住宅所有者の耐震改修への意思決定を支援する「耐震改修による地震リスクの低減効果評価システム」を構築する。」とあり、市内600本余りのボーリングデータ及び地盤を伝わるS波、P波の速度測定による地中の基礎地盤を伝わってくる揺れと、地表の揺れを比較実証します。 また、県が想定する基礎地盤地震動からシステム化されている分析方法により、建物地盤ごとに精度の高い地震動を推定。これを活用し、住宅の耐震改修が進むように住宅所有者へ意思決定できる支援システムを作っていきます。 その下には、25年度からの事業として、 (1) 「地盤・地質データの収集と整理」旭中学校のボーリング調査の準備を進めています。(4ページ)からは、
-------------------------	--

災害対策室 (室長補佐)	(2) 建物被害及び年データ（住宅の建築年、耐震診断結果、居住者情報、住民台帳データ）の利用と整理 (3) 地表における地震動の算定 そして、平成26年度以降の事業 (4) 「推定地震度の空間補間推定」ボーリング調査を行っていないところの地震動を空間補填し、市内全域の地震動を推定する (5) 推定地震動と実測地震動の比較 (6) 建物被害データに基づく損傷度関数の評価 (7) 地震ハザードの評価 など技術的な比較、評価をします。 まとめは、生命、全壊、避難生活のリスクなど、市民聞き取りにより適切な表現方法を検討します。 そして、万が一の「計画通りに進まない可能性と対策」を確認し、（5ページ）これまでの研究への準備として、尾張旭市のボーリングデータ整理、さらに、成果の社会・国民に発信する方法として尾張旭市の防災システムに組み込み、県を通し他の行政機関へ普及するといった趣旨でまとめました。 簡単ですが、研究内容の説明を終わります。詳細については、後ほど名古屋産業大学の菅井教授がいらっしゃいますので、それから御質問ください。
会長	ありがとうございました。 それでは、次に情報課から現在の尾張旭市の情報システム、セキュリティについて説明してください。
情報課 (係長)	情報課 情報推進係長の鈴木です。 本市の情報セキュリティ対策の概要について説明します。 本市の情報セキュリティ対策は、尾張旭市情報セキュリティポリシーに基づき実施しています。 情報セキュリティポリシーは、尾張旭市情報セキュリティ基本規程と尾張旭市情報セキュリティ対策基準の2部構成であり、基本規程が、本市の情報セキュリティ対策に関する基本理念を、対

情報課 (係長)	策基準が、セキュリティ対策に関する具体的な遵守事項、判断基準等を示しています。本市において、電算システムの導入や、運用、保守、廃止、電子データの取扱いなどをしようとする場合には、この情報セキュリティポリシーに則った取扱いを行うこととしています。 基本規程は、基本理念を明らかにするものであり、市のホームページからも全文を公開しているものです。 規定内容は、用語の定義やセキュリティ対策を行うに当たり想定する脅威、職員の義務、組織体制、実施するセキュリティ対策の概要等です。 次に、対策基準については、セキュリティ対策の具体的な遵守事項や判断基準等について定めているもので、職員をはじめ、外部委託事業者に周知をし、遵守されているものです。 先に申し上げましたように、基本規程と対策基準の2つを総称し、尾張旭市情報セキュリティポリシーと位置付けており、本市の情報セキュリティに関する「憲法」のような位置付けで、情報セキュリティ対策を行っています。 なお、本市の情報セキュリティポリシーについては、総務省が定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠しています。また、最新の技術動向等に対応するため、今年の4月1日に全面改定を実施したところです。 今回、災害対策室が新規事業を行う場合にも、当然に情報セキュリティポリシーに完全に準拠した取扱いをする必要がありますし、特に、個人情報等を取り扱う場合には、最高位のセキュリティレベルが要求される情報資産の取扱いとなりますので、個人情報が含まれない情報資産の取扱いと比較して、数段階レベルを引き上げた取扱いが必要です。 それでは、情報セキュリティポリシーに規定しております内容について、個人情報に係る部分を中心に、概要を紹介します。 情報セキュリティポリシーでは、情報資産をその内容によりレベル分けし、その重要度によって、必要とする対策を決定してい
---------------------	--

情報課 (係長)	ます。 情報資産のレベル分けについては、お手元の資料の中ほどに、情報資産の分類として掲載があるように、重要性1、重要性2、重要性3の3段階に分類をしています。 最もハイレベルな管理を行うべき重要性1の情報資産として、個人情報保護条例に規定する個人情報と情報公開条例に規定する非公開情報の2種類を指定しています。 また、データが破壊、改ざん、滅失した場合に、行政の信頼性を著しく損なうおそれがある情報や、行政の円滑な執行を妨げるおそれがある情報については、重要性2としています。 災害対策室の新規事業で個人情報を利用する場合や、非公開情報が含まれるには、重要性1の情報資産を取り扱うこととなります。 重要性1に指定される個人情報と非公開情報については、情報を記録した外部記録媒体の保管や、情報の送信・運搬、廃棄などの際に、最もレベルの高い特別な措置を講ずることを義務付けています。 重要性1に分類される情報資産の取扱いについて、セキュリティポリシーで求めるセキュリティ対策の一例を御紹介します。 個人情報が保存されたサーバ機器の設置については、生体認証や監視装置、警報装置により保護された管理区域に設置することが要件となります。本市の庁舎内であれば、情報課が管理するサーバ室が要件に合致する施設となると考えています。 庁舎に設置せず、外部のデータセンタ等にサーバを設置する場合には、庁舎のサーバ室以上の要件を備えていることが、また、回線接続する場合には、地方自治体向けの情報しか流れていないL G W A N回線か、専用回線を用意することが必要です。 インターネット回線については、重要性1の情報を取り扱う回線としては、不適格であると考えております。 サーバに保存されたデータへのアクセスにつきましては、専用のI Cカードとパスワードによる本人認証のほか、操作記録の一定期間の保存などが必要となります。
---------------------	---

情報課 (係長)	庁舎外への個人情報の持ち出しについては、個人情報保存された外部記録媒体や機器等を庁舎外に持ち出すことは原則禁止しています。 例外として、国や県などとの情報連携、大規模災害発生時のデータ消失防止や業務継続対策として、個人情報データを庁舎外に持ち出す場合がありますが、このような場合には、データの暗号化とパスワード保護、専用回線の利用や鍵付きケースに保管した運搬など、複数の対策を組み合わせた対策を行うことを義務付けています。 また、機器の修理時や廃棄時には、データを完全に消去した状態とすることとしています。 個人情報を取り扱うシステム等を外部に委託する場合には、再委託先も含め、システム開発者や作業者の特定、セキュリティ要件を明記した契約、セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の損害賠償の規定した契約などを行うこととしています。 この他にも、重要性1の資産の取り扱いに当たっては、様々な措置事項がありますが、時間の都合から、割愛します。 最後に、情報セキュリティポリシーに基づき実施しています重要性1の情報資産を取り扱う情報システムに対する、具体的な対策について、お手元に配布した資料により簡単に説明します。 この資料には、「尾張旭市」という名称や、使用しております画像等も実際のものとは異なるイメージ画像を使用するなど、配慮はしておりますが、情報セキュリティ対策に関わる資料となりますので、公開や再配布などはされませんよう、取扱いには御注意いただきますよう御理解をお願いいたします。 この資料の、上半分、青色の枠線で囲った部分が市役所の中、下半分の赤色の枠で囲った部分が市役所の外を示しております。 市役所の庁舎内では、システムを利用する職員への対策として、ＩＣカードとパスワードによる二元認証を実施しています。また、利用する端末は、あらかじめ所属長が指定した時間のみ稼働するよう設定をしており、設定時間内であっても、所属する部署によりアクセスできるデータの制限を行っているほか、操作
---------------------	---

情報課 (係長)	記録の保存をしています。 個人情報を取り扱う情報システムのサーバについては、庁舎内の某所に設置した管理区域内に設置しており、管理区域では生体認証と監視カメラ、管理要員による入退室管理を行っています。 実際のサーバに至るまでには、複数の生体認証装置による認証が必要です。 また、この管理区域内での作業は、端末の操作記録だけでなく、室内での行動を複数の監視カメラで常時録画しています。 大量の個人情報にアクセスする業務は、この室内で行います。 次に、庁舎外でのデータ管理について、本市では、大規模災害発生時のデータ消失防止と業務継続対策として、民間データセンタへのデータ退避を行っています。 中段のバッチ処理用データの部分ですが、データセンタの専用サーバに、業務終了後、その日に変更があったデータを、専用回線を利用して伝送しています。 このデータセンタは、県内某所に設置をしている大手電算会社が所有するデータセンタで、金融機関等の業務用サーバ等も設置されている、耐震性と、厳重なセキュリティ対策が講じられた施設です。 また、県内のデータセンタも同時被災した場合に備えた対策として、ここにも、外部記録媒体によるデータ保管していますが、こちらにつきましても、庁舎の管理区域から持ち出す段階で、専用の鍵付き保管庫に収納した上で、特殊施錠機能付きの専用車両で輸送する体制をとっています。 これらは、全て情報セキュリティポリシーに基づき実施している対策です。 電子データによる情報漏えいが一たび発生しますと、電子データの特性上、容易に拡散していくと共に、完全に消去することは事実上不可能になると考えています。 情報課としましては、情報セキュリティポリシーに規定する各種セキュリティ対策を確実に実施して行くことが、情報漏えい事故を防ぐ要となると考えているところです。
---------------------	---

情報課 (係長)	重要性 1 の情報資産の取扱いには、相当のコストが必要となりますが、今回の新規事業では、特に取扱情報が、大量かつ重要なものを想定しているので、本市の住民情報システムと同様のセキュリティ対策を講じる必要があると考えています。 また、万一、全市民の個人情報に漏えいするような事故が発生した場合には、相当な額の損害賠償等が必要になると思われますので、委託業者を決定するにあたっては、セキュリティ要件を満たすことができる業者か、また、万が一の場合の損害賠償に耐えられる業者であるかなど、慎重な業者選定必要であると考えています。 以上、本市における情報セキュリティ対策の概要について、説明を終わります。
	(菅井教授、入室)
会長	ありがとうございました。 では、事務局から説明をしてください。
事務局 (係長)	行政課 法務文書係長の谷口です。私からは、委員の皆様へ審議いただきたいポイントについて、A 3 横長の資料 6 を使って説明いたします。 ページ番号が下の余白にあります。まず、1 ページは、現在、実施が検討されている事業、あるいは、将来検討される可能性があると思われる事業について、5 つに区分して、整理しています。 まず、「1 市内の建物 1 棟ごとの倒壊率の算出」ですが、これは、地盤のデータと建物のデータを加味し、1 棟ごとの倒壊確率を算出するものです。資料には、「公表できるようにする」とありますが、実際には、建物の所有者に開示する、といった手法が考えられます。 これについては、個人情報保護条例の各規定における妥当性の検討が必要なほか、財産権の侵害といった視点にも配慮が必要と

事務局 (係長)	考えます。 次に、「2 住民個人の死亡確率の算出」についてです。 資料には、「市民一人一人の死亡確率を算出する」とありますが、仮に、この事業を行う場合は、非常にセンシティブな情報となりますので、あらかじめ十分な検討が必要です。 なお、担当の災害対策室からは、現時点ではここに書いてあるような手法は実現できず、人口密集度などのデータから、統計的に死亡者数を算出することのみ可能、と聞いております。とはいものの、個人情報を収集しておけば、将来的には、技術の進歩や環境の変化により、実施が可能になることも想定されますので、本日、意見をいただく1項目としております。 次の「3 人的被害・建物被害の想定」については、統計的な数量把握ですので、個人情報保護条例の観点からは、特に問題がないと考えますが、特に御意見等があればお願いしたいと考えております。 次の「4 地震ハザードマップ改訂・全戸配布事務」は、他市でも多くの類似事例があるようですが、50メートルメッシュという詳細な区切りを行うと、大きな建物で、その区域内に建物が1つしかない場合には個人が特定されることから、やはり財産権の侵害のおそれがある、といった慎重な見方もありますので、その点を中心に御意見をいただければと思います。 最後に、「5 建物ごとの被害状況のデータベース化・公表システムの構築」では、データベースで扱うことができる情報の範囲や、その保有の仕組みについて、意見を頂戴したいと思います。 資料を1枚めくって、裏面の2ページを御覧ください。 2ページと次の3ページでは、2ページの表の上に記載のあります①～④の4つの段階、個人情報の収集、外部提供、利用、保有、これらの段階ごとに、事務局の考察をまとめたものでございます。 次の「4 地震ハザードマップ改訂・全戸配布事務」は、他市でも多くの類似事例があるようですが、50メートルメッシュと
---------------------	--

事務局

(係長)

いう詳細な区切りを行うと、大きな建物で、その区域内に建物が1つしかない場合には個人が特定されることから、やはり財産権の侵害のおそれがある、といった慎重な見方もあるので、その点を中心に御意見をいただければと思います。

最後に、「5 建物ごとの被害状況のデータベース化・公表システムの構築」では、データベースで扱うことができる情報の範囲や、その保有の仕組みについて、意見を頂戴したいと思います。

2ページと次の3ページでは、2ページの表の上に記載のあります①～④の4つの段階、個人情報の収集、外部提供、利用、保有、これらの段階ごとに、事務局の考察をまとめたものです。

例えば、税務課の課税データを収集する場合は、非常に多岐にわたるデータが存在することから、収集の目的及び範囲について妥当性の検討が必要ですし、市民課から住民情報を収集する場合には、氏名や性別が必要なのか、といったことも検討が必要です。

また、福祉課から障害者等の情報を収集するに当たっては、目的外利用を行う事業の妥当性・相当性について、様々な視点からの判断が必要と考えます。

また、被害想定を向上させるために行う、都市計画課や上水道課からの情報収集に当たっては、その必要性の説明が求められます。

次に、3ページを御覧ください。

②個人情報の外部提供、③利用、④保有の各段階を整理しています。

まず、表の一番上ですが、事業を行うに当たって、市は、データ分析を行うコンサルタント会社と、事業全般について助言を行う研究グループとの3者で、業務委託の三者契約を締結することが想定されていますので、契約の相手方それぞれについて記載しております。

まず、コンサルタント会社に個人情報を渡すことについては、業務委託で実施する限りにおいては、いわゆる「外部提供」には

事務局 (係長)	当たらず、あくまでも市の実施機関が直接個人情報を利用している、という位置付けになろうかと考えます。このため、最も大きな課題は、情報セキュリティへの配慮になると考えます。 また、大学の研究グループについては、コンサルタント会社と同様の考え方に加えて、市の事業以外に、大学の研究として個人情報を利用する場合がある場合には、「学術研究の目的のために個人情報を外部提供する」という別の要素も加わってくると考えます。 次に、③個人情報の利用の段階では、市民に対する情報提供と、消防・警察等の関係機関に対する情報提供の2つに分けて考察しています。 市民への情報提供では、マップの全戸配布、そして、自宅の危険度を知りたい方に対して、個人情報開示請求の手続を利用して業務データの開示を行う、2つの場合について整理しています。 2点目について、仮に、自宅の危険度について個人情報の開示を行うこととしますと、開示請求権をもつ「本人の範囲」をどう整理するかや、このサービスを悪用した不動産売買による不利益の発生、何らかの理由により不開示とした場合の不服申立て、行政訴訟等への対応といった点についても、あらかじめ考慮が必要と考えております。 また、消防・警察等の関係機関に対する情報提供については、平常時、そして緊急時、それぞれの時点でどのように関係機関が個人情報を利用するのかの想定と、②の個人情報の外部提供の是非を関連付けて検討する必要があります。 最後に、④個人情報の保有ですが、災害対策室及び、委託業務終了後のコンサルタント会社・大学の研究グループそれぞれが、どのような形で個人情報を保有し、更新していくかについて、あらかじめ検討しておく必要があります。 この資料6は、委員の皆様から意見をいただく材料として、事務局で作成したものですので、ここに記載されている内容はもちろん、記載されていない視点も含めて、意見を頂戴できればと考えております。
---------------------	---

事務局 (係長)	最後に、この議題の全般についての補足ですが、東日本大震災以後、「災害対策」における「個人情報保護」のあり方・考え方は、様々な議論がされております。 大災害の発生など緊急時においては、個人情報を目的外利用・外部提供することは、認められる部分が大いではないかと考えますが、災害の発生していない平常時において、どこまで目的外利用等を行うことができるかは、様々な考え方があり、自治体によって取組も異なっているのが現状です。 資料6の1ページの5区分の事業について、具体的にいつ、どの事業を行うかは、まだ確定していない段階です。 市が行う事業は、本市の個人情報保護条例の適用を受けますので、個人情報を可能な限り集めておき、段階を追ってその活用方法を決めていけば良い、という考え方は認められません。このため、事業に着手する前の今の段階で、目的外利用等ができる範囲を明確にする必要があると考えております。 この後、質疑応答の時間がありますが、その質疑応答終了後に行います審議の中では、まず、資料6の2ページ3ページを中心として、個人情報保護条例や情報公開条例の視点から御意見をいただきたいと思います。 その後、1ページに戻って、この5区分で目的外利用等ができる範囲について委員の皆様から意見を頂戴することにより、事業を計画・立案する上での参考とさせていただきたいと考えています。 行政課からの説明は以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、委員の皆様、ただ今の説明について、御質問等がありますか。
長谷川委員	研究の計画書の写しを資料として出していただいておりますが、6ページまでしかありません。12ページに、人権とか個人情報等について書く欄があるので見せていただきたいと思います。
	<資料の12ページをスクリーンに映写>
	(行政課長、入室)

平成25年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

会長	「該当しない」と書いてありますが。
長谷川委員	この欄は、研究計画の実行に当たって相手側の同意及び個人情報の取扱いについてどのような対策を必要とするのか、配慮する必要のある項目を書いてくださいと書かれています。これに該当しないということは、個人情報を扱わないという研究計画、ということになります。
会長	この点についてはいかがですか。
菅井教授	この研究を申請したグループの菅井です。 この研究の内容としては、システムを作ることが目的で、このシステムを使って個人情報を取り扱われるのは「市」であり、私どもは個人情報そのものを取り扱うことはありません。
柴田委員	システムを作るとは、具体的に何をするのか。
菅井教授	個人情報が入っているかどうかは別として、計算プログラムを作りその結果を表示するものを作ること、このシステム設計が我々の研究の目的です。 それを実際に使うのは市で、我々は、個人情報を集めてシステムに入れ、その結果を研究成果とする訳ではありません。
会長	システムを作るときに様々な属性が入ってくるのは想定されます。死亡確率だとか、精神的不安を煽るような言葉も入っているので、その辺りが問題ではないかと思います。 ただ今の御説明について、御質問はありませんか。
長谷川委員	資料6の②個人情報の外部提供や④個人情報の保有など個人情報を扱うことはしない、とのことですが、ダミーを使うなどして、システムには個人情報を入れないということで良いですか。
菅井教授	はい、そうです。市の了解があれば、市で何名、どのくらいの倒壊規模に関してどの程度の被害があるのかを計算式から提供できます。 その結果に対して、市から個人情報に触れない統計的なデータだけでも出していただければ、我々の研究の成果となりますので、初めから我々が個人情報をその中に入れて計算する訳ではありません。

長谷川委員	研究で行う部分と、業務委託を受けて行う部分とは切り分けているのですね。
菅井教授	大学に業務委託がされるかどうかは、分かりません。
長谷川委員	私は、その両方があると考えています。資料の中でも②外部提供とありますが、市の個人情報制度から見ると、大学の研究に対して外部提供を行うものと、市の業務委託先としての大学で内部利用するものとは、条例上の扱いが異なってきます。その部分をはっきりさせておく必要があると思います。
菅井教授	研究では個人情報を取り扱わないので、個人の住宅や居住者の情報などは大学側へ提供していただかなくて結構です。資料5-3にあるとおり、ボーリングデータ、地質情報、地震動データをもとに研究を行います。
会長	今回の研究は、国内外で初めての試みとのことですね。 財産権の侵害対公共の福祉、の問題のように思います。
柴田委員	ハザードマップは、個人情報を入れ込まないと出来ないと思いますが、その段階では大学側は関与しないということで良いですか。
菅井教授	誤解をされているといけないのですが、データを入れて、成果を出せるシステムを作るのが研究目的です。
長谷川委員	システムを作ることが研究目的ということですが、資料5-1の研究目的のところに、電子マップを提供しさらにこれを活用し、住宅所有者の耐震改修への意思決定を支援する、と書いてあります。システムを作るだけでなく、その成果物を出し、その情報を提供するところまでが目的に含まれていませんか。
菅井教授	研究は、特定個人の家の築年数や、構造データなどを入れて計算をするシステムを作るだけで、システムを作る時点で個人情報の提供を受けなくても構いません。実際、揺れの大きさにより倒壊確率が何パーセント、という計算式については、既に岐阜県でも自分の家が築何年、などという内容を入力すると、大まかな被害予想が出てくるというのが既にホームページ上にあります。 我々の研究は、これをブラッシュアップしたものを作ることで、

平成25年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

菅井教授	その後、個人情報を入れるのは、市と市が委託される業者で行っていただきます。学術論文の発表についても、統計的な数値について発表してもいいかどうかについて市と相談して行いますが、特定の個人の方の情報は不要です。
松原委員	システムを作るのは大学側、個人情報を入れて動かすのは市、という考え方ですね。なおかつ、市から依頼があれば動かすのみで、大学側が全てを作って所有することはせず、データを持つのは市である、と私はそう思っていますが。
菅井教授	そうです。基本的に個人情報は持ちません。
災害対策室 (監)	市としては、地域防災計画の中で被害想定というものがあり、これまでは大体、町とか字とかの単位で出していたものを、個人情報ではありますが、本人のためになるので、その家が大丈夫かどうかを研究のシステムで出してもらい、そのデータを市が保有し、本人から依頼があれば本人確認をした上で提供するといったことができれば、と考えています。
会長	先ほど、菅井先生から御説明がありましたが、個人情報は、どういったものが必要ですか。
災害対策室 (監)	資料6の2ページ目の、税務課から提供を受けたい情報の中で、家屋番号などにチェックが入れてあります。こういった情報をいただけたらいいと考えていますが、実際にどこまで個人情報を収集・利用して良いかについて、判断いただきたいと思います。
会長	資料にあるチェックは、そちらからの御要望でしょうか。
災害対策室 (監)	はい。そうです。
会長	その下にある、氏名、生年月日、男女別が必要かどうかといったものの判断は、審査会にお任せします、ということでしょうか。
災害対策室 (監)	建物につきましては、所有者氏名だけであって、市民課からの情報は、できれば個人情報保護条例に抵触しない範囲で、地区、町、字ごとに収集したいと思います。

平成25年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

会長	個人情報を活用するのは、市の業務の範囲内であり、市がコンサルタント会社に委託して実施するだけですね。研究グループの方は、個人情報に携わることはないのですか。
長谷川委員	もしも委託業務に当たり、研究グループの方が助言を行うなど、個人情報に触れる可能性があるなら、三者契約とし、情報漏えいを防止することが必要です。
会長	システムのサーバは、どのようになるか。
災害対策室 (室長補佐)	一般に言うレンタルサーバは使用しません。個人情報保護のため、尾張旭市のセキュリティポリシーに適合する形で運用します。
長谷川委員	システムは、スーパーコンピュータのようなものが必要ですか。
菅井教授	個人のノートパソコンといったものでも動作が可能です。
長谷川委員	災害が起きたときに、職員がすぐにたどり着けることなど、システムの置き場所にも配慮が必要だと考えます。
会長	それでは、これで、質疑応答を終了します。災害対策室と、情報課の皆様、御出席をいただきありがとうございました。
	(災害対策室職員、菅井教授、情報課職員退室)
会長	説明及び質疑応答の時間が終わりました。 それでは、委員の皆様、意見をお願いします。
松原委員	今の段階では、まだ災害対策室が、どのようなことをしたいのか、それにはどのような個人情報をどう取り扱うのか、はっきり決まっていないようです。それが決まらないことには、審査会で条例に照らした審議ができないので、まずは、その辺りをはっきりさせていただきたいと思います。
会長	50メートルメッシュの防災マップについてはどうですか。
長谷川委員	実際にはどのようなものですか。
事務局 (副主幹)	名古屋市が現在発行しているマップの実物がこちらです。 (委員に提示)
柴田委員	このようなものであれば、問題ないと考えます。

平成25年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

松原委員	防災を考えるなら、各小学校区ごとなど、もっとメッシュを大きくしたものも検討してもいいのではないかと思います。
会長	では、50メートルメッシュの防災マップについては、名古屋市と同様のものであれば、問題なしとして良いですか。 （「問題なし」の声あり） 本日は、多様な意見が出されておりますが、そろそろ時間が参りました。 本日限りで、意見をまとめることは困難なようですので、事務局は、本日のまとめとして、論点のまとめを作成してください。 この件については、改めて、後日、皆様にお集まりいただき、審議したいと考えます。 今後の進め方を事務局から説明してください。
事務局 (行政課長)	それでは、ただ今、会長から指示のありましたとおり、論点のまとめを事務局で作成し、委員の皆様にお送りさせていただきます。 改めて日程を調整し、あらかじめお配りした論点のまとめ等に基づき、審議いただきたいと存じます。
会長	それでは、ただ今のような進め方としてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり） それでは、その様に進めさせていただきます。 本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。